

注 これらの書類(1～5)の追加・変更は、一切認められません。申請時の書類に不備・不足がある場合は、受検できません。

注 「専任の主任技術者」として該当しない工事(次の実務経験は該当しません)

○主任技術者に代えて「監理技術者」を置く工事の場合

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額がP13表①の金額以上となる工事の場合は、主任技術者に代えて「監理技術者」を置かねばなりません。

○工事一件の請負金額がP13表②の金額未満の工事

○個人住宅に関する工事

注 「専任の主任技術者実務経験証明書」に記載した工事は、施主(発注者)や契約相手方に対し、裏づけ調査を行います。また、提出書類の偽造及び申請内容の虚偽申請は違法行為であり、発覚したときは告発を含め厳正に対処します。

## 8. 再受検申込について

再受検申込では、提出書類の一部省略が可能です。下記に挙げる『再受検申込の対象』に該当する方は、書面申込かインターネット申込のどちらかで手続きを行ってください。

再受検申込はインターネット申込が便利です  
[www.fcip-shiken.jp](http://www.fcip-shiken.jp)

### (1) 再受検申込の対象

平成15年度以降に下記申込実績のある方が対象となります。申込内容により次のとおり再受検申込が可能です。

①	1級建築施工管理技術検定の第一次・第二次検定受検申込者(P2の区分イ・ロ・ハいずれかに該当)で、第一次検定を不合格または欠席【令和2年度までは学科・実地試験】	→	第一次・第二次検定へ再受検申込が可能
②	1級建築施工管理技術検定の第一次・第二次検定受検申込者(P2の区分イ・ロ・ハいずれかに該当)で第一次検定のみ合格者(技士補)	→	第二次検定へ再受検申込が可能
③	1級建築施工管理技術検定の第一次検定のみ受検申込者(P2の区分ニに該当)	→	第一次検定のみへ再受検申込が可能
④	一級建築士試験合格者で、1級建築施工管理技術検定の第二次検定のみ受検申込者【令和2年度までは実地試験】	→	第二次検定のみへ再受検申込が可能

※上記③の1級建築施工管理技術検定の第一次検定のみ受検申込者(P2の区分ニに該当)が第一次検定に合格(技士補)した場合、第二次検定の申込は、再受検ではなく新規受検申込を行っていただく必要があります。

※建設業法の規定に基づく受検禁止の措置を受けた場合、受検禁止期間満了後の初めての申込は新規受検申込となります。

注 再受検申込の適用対象とならない申込実績

1級建築施工管理技術検定の再受検申込とならない申込実績は次のとおりです。

- ・2級建築施工管理技術検定への申込
- ・他の種目(土木、電気工事、管工事、造園、電気通信、建設機械)への申込
- ・平成15年度において前年度学科合格者の資格で実地試験申込

## (2)再受検申込の提出書類

提出書類	注意事項等
受検申請書( <b>A</b> 票)	記入例P24を参照して作成してください。なお、実務経験証明書( <b>B</b> 票)への記入は不要です。
証明写真	P18、10(1)「証明写真」の項目と記入例P24を参照のうえ <b>A</b> 票に証明写真を貼付してください。パスポート用写真としての規格を満たすものをご用意ください。 ※提出された証明写真は、受検票及び技術検定合格証明書に印刷されます。
振替払込受付証明書	同封の払込用紙で受検手数料を払込み、振替払込受付証明書(お客さま用)を貼付欄に全面のり付けしてください。
平成15年度以降の受検票等	受検票等を受検票等貼付欄に、氏名・受検番号・年度がわかるように全面のり付けしてください。 前ページの(1)の①:第一次検定受検票、不合格通知のいずれか (学科試験又は実地試験の受検票、不合格通知) ②:第二次検定受検票、不合格通知のいずれか (第一次検定合格通知書) ③:第一次検定受検票、不合格通知のいずれか ④:第二次検定受検票、不合格通知のいずれか (実地試験受検票、不合格通知)

注1 前回受検時以降に氏名を変更した方は、戸籍抄本を追加でご提出ください(変更届提出済みの場合には必要ありません)。

注2 平成15年度以降の受検票等を紛失しているときは、受検申請書裏面の「受検証明書の発行を希望します」に○を付し、発行手数料(切手300円分)を同封して受検申込の締め切り日までに受検申込してください(インターネット申込の場合は、受検証明書の申請は不要です)。切手300円分は受検申請書にクリップ止めしてください。

## 9. 新規受検申込者が必要な提出書類

### (1)住民票(受検資格に関わらず全員、提出が必要)

- 住民票コード(11桁の数字)を正確に記入すれば、住民票の提出は不要です。マイナンバーは使えません。住民票コードについて不明な点は、各市区町村にお問い合わせください。
- 住民票の記載事項に変更がなければ発行年月日は問いません。
- コピーは不可。
- 外国籍の方は、国籍の記載のある住民票を提出してください。住民票コードは、国籍を確認できないため使えません。
- マイナンバーが記載された住民票は送付しないでください。

### (2)卒業証明書(受検資格に応じて提出が必要)

- 卒業証明書の発行日は問いません。
- 指定学科の表中で「(※履修条件有り)」が付記されている場合、当該指定学科卒の認定を受けるには、卒業証明書の他に成績証明書または履修証明書も併せて提出してください。
- 大学院修了の方は、その一つ前の学歴で受検資格を判断しますので、大学の卒業証明書を添付してください。
- 大学から飛び入学により大学院へ進学した方  
以下にあげる①、②のいずれかの書類を添付してください。  
①大学が発行する「飛び入学であることの証明書」  
②「大学の退学証明書」と「大学院の入学証明書」

なお、大学在籍時の学部学科が履修条件有りの指定学科であるとき、又は、指定学科であって、上記①②の書類に学部学科の記載が無いときは、「大学の成績証明書」も必要となります(指定学科については、P4を参照してください)。